

添付法令資料 3 :

特定期間の労働契約、アウトソーシング、労働時間及び休憩時間並びに労働関係の
終了に関する 2021 年 2 月 2 日付インドネシア共和国政令 No.35 (目次)

同日施行

第 1 章	総則 (第 1 条)
第 2 章	特定期間の労働契約
第 1 節	通則 (第 2 条及び第 3 条)
第 2 節	特定期間の労働契約の実施 (第 4 条ないし第 14 条)
第 3 節	補償金の支給 (第 15 条ないし第 17 条)
第 3 章	アウトソーシング (第 18 条ないし第 20 条)
第 4 章	労働時間及び休憩時間
第 1 節	通則 (第 21 条及び第 22 条)
第 2 節	特定の事業セクター又は業務における労働時間 (第 23 条ないし第 25 条)
第 3 節	残業時間 (第 26 条ないし第 30 条)
第 4 節	残業手当 (第 31 条ないし第 34 条)
第 5 節	長期休暇 (第 35 条)
第 5 章	労働関係の終了
第 1 節	労働関係の終了手続 (第 36 条ないし第 39 条)
第 2 節	労働関係の終了により生じる権利 (第 40 条ないし第 59 条)
第 6 章	労働監督 (第 60 条)
第 7 章	行政制裁 (第 61 条及び第 62 条)
第 8 章	経過規定 (第 63 条)
第 9 章	終則 (第 64 条ないし第 66 条)